

気象警報発令に伴う臨時休業等の扱いについて

本校における臨時休業等の扱いについて、下記のとおりお知らせします。

記

1 午前6時30分に岡山市に以下の警報が発令された場合（岡山県全域、岡山県南、岡山地域を含む。）

- 暴風警報・暴風雪警報・大雪警報・特別警報
- 避難指示が発令された地域を含む中学校区の小中学校
- ※ 令和3年5月20日から「避難勧告」は廃止になりました。「避難指示」で必ず避難します。

- (1) 上記の警報が、午前6時30分に発令されている場合には、その日は臨時休業となります。途中で解除されても登校する必要はありません。
- (2) 午前6時30分以前に警報が解除されたり、注意報にかわったりした場合には、通常どおり登校します。
 - ※ 上記以外の警報や注意報（大雨警報・洪水警報等）では、臨時休業にはなりません。

2 児童が在校中に警報が発令された場合

状況に応じて、授業中でも下校させることがあります。その場合は、学校から帰宅連絡（メール配信または電話）をします。一斉下校を行い、途中まで教職員が送る場合があります。

- ※ やむを得ず留守にしたり連絡がとれなかったりした場合に、家庭でどのように過ごすかについて、家庭で話し合っておいてください。

3 その他

- (1) 家庭から電話による学校への問合せは、学校からの必要な連絡が遅れてしまい、対応に支障をきたす場合があるため、ご遠慮ください。
- (2) 通学路が浸水等で危険を感じるような状況になった地区は、その状況を学校へ早急にご連絡ください。
- (3) 以下の内容について、家庭で確認してください。
 - ① 必ず決められた通学路を通って登下校すること。
 - ② 浸水中の道路をやむを得ず通る場合は、道路の中央を通ること。
 - ③ たれ下がった電線に近づいたり触ったりしないこと。
 - ④ 壊れたり流されたりする物に近づかないこと。
 - ⑤ 保護者が不在の家庭は、お子様が帰宅した際、家の中に入れるよう、鍵を持たせておくか、鍵の所在を知らせておくこと。
 - ⑥ 給食をとらずに下校した際、帰宅後、食事ができるようにしておくこと。

【給食中止の決定について】

岡山地方気象台の情報等に基づき、翌朝までに暴風警報等の発令が予想される場合は、その日の昼12時までに、岡山市教育委員会が翌日の給食の中止を決定します。その場合、給食中止の通知を配付いたします。